

水稲共済加入者のみなさまへ

和歌山県農業共済組合

水稲の登熟不良等被害への対応について

【登熟不良の発生と損害評価】

水稲は、出穂期以降 20 日間程度の気温が高温等で推移すると、外見上では判断できない白未熟粒等（登熟不良）の発生が懸念されます。

現在ご加入の半相殺・全相殺方式は収量補償であり、品質または等級の低下では、通常、共済金の支払い対象となりません。

しかし、白未熟粒等が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合、組合の申請及び国の認定により、特例的に白未熟粒等の発生量を共済減収量に加味したうえで、損害評価（特例措置）を実施できる場合があります。

【被害申告される場合の注意点】

ほ場内の玄米の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害が見込まれる場合は、収穫前に被害申告をお願いいたします。

収穫後の申告は共済金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

【共済金支払対象】

白未熟粒等の被害申告をいただいても、今後の生育状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合があります。

その場合、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

暑い日が続いておりますので、体調管理にご留意いただくとともに、水稲の今後の生育状況等にご注意ください。

【お問い合わせ先】

お近くの支所までご連絡ください。